

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
2020年度第6回事業審査委員会 議事録

- 1 日時：2020年9月25日(金) 17:31~20:23
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室（Web会議）
- 3 出席者の確認

事業審査委員総数5名のうち、事業審査委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

事業審査委員

学識経験者：永井 秀哉（共同代表理事）

学識経験者：石井 正子

外務省：川崎 敏秀（18時40分以降、田原首席事務官が代理）

学識経験者：堀場 明子

事務局長：高橋 丈晴

オブザーバー

外務省：佐藤 瑞紀（オブザーバー）

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第5回事業審査委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

- (2) 第二号議案：ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援のコンセプトノート審査結果について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

- (3) 第三号議案：パレスチナ・ガザ人道危機対応支援のプログラム期間延長の趣意書について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

- (4) 第四号議案：東日本大震災被災者支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈JPF〉“福島に残された3つの課題”解決に取り組み、未来にJPFの知見を残す  
結果：取り下げ。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. コンポーネント2の業務委託団体に対し、特に運営資金面の観点からの本事業の出口戦略を事業実施中に練り上げておくこと。
2. ふくしま連携復興センター、みんなのふく、地元団体等福島県域でのアクターの関係を、JPFを含め整理し関連図を作成する事。→JPF添付書類4.福島支援関連図にて対応済み。

- (5) 第五号議案：イラク・シリア人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：6事案  
〈CCP〉レバノンの避難先コミュニティにおける教育、医療・保健、心理社会的サポートを通じた子どもと家族支援  
結果：条件付き承認

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 新型コロナウイルスの流行状況、右に対する現在における対応状況などを踏まえ、今後の新型コロナウイルスの感染状況の変化のシミュレーションを行い、いくつかの想定した状況に対し、それぞれの実施体制、リモート対応を含めた手法、指標、及び評価などについて加筆し、今後の新型コロナウイルスの感染状況の変化に合わせた柔軟な対応策があることを申請書で示すこと。
2. ①対象地における状況として、シリア難民が避難してくる前後のパレスチナ難民キャンプの分析・説明、②レバノンにおける幼児の歯科治療の状況、③予算書において、予算と備考欄の整合性がとり、必要な説明を備考欄に記載すること、④事務用品について、使用者・使用目的を明記し、必要で最低限の数量であることを明確にすること、⑤航空券、保険料、査証代、宿舍費、PCR検査費等、積算（人役）を整理することなど、分科会のなかで追加すべきと指摘された事項を、申請書に反映すること。

〈VY〉イラク・ニナワ県ISIL占領下にいた子どもたちへの教育支援 第二期  
結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. エルビル県の危険情報等、事業計画書内 13.事業管理体制（1）人員配置における記載事項を正確な情報に基づいて修正すること。また、PCR 検査費用等、他事業と按分すべき費目について今一度見直し、予算設計書を修正すること。
2. 平和構築研修について、どのような研修を行い、何を指すのかにつき、事業計画書内で明確に説明すること。
3. ボランティア教員への報酬やプレハブ校舎の備品負担等、裨益コミュニティに過度な負担がかからないよう、引き続きクラスターを通じて政府に働きかけを行う等、長期的な視点をもってどのように持続性を担保していくのか、事業計画書内で説明すること。
4. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全般的に遠隔での事業実施を余儀なくされることを見据え、現行計画に加え、遠隔式での対応に係るシナリオについても予め検討・作成し、事業計画書に明記すること。また、場合によっては両者を組み合わせることも含め、状況に応じて対応すること。

事業審査分科会でのコメント：

「ボランティア教員」については「代用教員」、「授業計画」については「学習指導計画」と言葉を変えることも検討していただきたい。

〈WVJ〉モスル西部の緊急期における子どもの保護事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 以下の点につき、事業計画書内に追記すること。
  - ・現地における子どもの人口比からどの程度の子どもがどのような課題を抱えているかを把握し、その上で本事業においてどの対象者にどのような対応をするのか等、本事業の位置づけを明確にし、ケース・マネジメントに関してより本質的な対応となるよう内容を再度検討すること。
  - ・CPCの将来性、持続性を戦略的観点から検討し、記載をすること。
  - ・「子どもの保護」におけるCash for Protectionの有効性及び、本事業において具体的にどのような内容の活動となるのかを説明すること。

〈WVJ〉シリア北西部における紛争の影響下にある人々への水衛生支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 本事業の持続性を担保するために、各活動においてどのように裨益コミュニティやユーザー組織を巻き込むのかについて再検討し、事業計画に反映させること。
2. COVID-19の影響により、対面式での活動が実施できない場合に備えた計画（遠隔、オンライン等での実施方法）についても、具体的に事業計画書に記載すること。
3. COVID 19 予防を含めた衛生啓発活動について、掘り下げ度合いの相違はありながらも、全対象地域に関連する要素として事業計画に盛り込むこと。
4. 「下水処理システムの整備」という表現については、活動の実態に即し、「下水管の整備」や「下水処理場への下水管の建設」等、適切な表現に改めること。
5. クラスター内での調整および現地ニーズ調査に基づいて事業を立案（事業地選定や活動内容決定）した背景・プロセスについて、詳細を説明すること。

〈NICCO〉ヨルダン国におけるシリア難民及びヨルダン人貧困層を対象とした冬期の基本的生活ニーズ充足支援

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下の点につき、事業計画書内に追記すること。

1. 適切なモニタリングが実現できるよう、モニタリング方法について改めて見直し、なぜ最終的なモニタリング方法を選んだのかという説明を含めて、適宜、加筆・修正を行うこと。
2. 現在記載されている選定プロセスに加え、真に支援を必要とする裨益者に届けるべく、実現可能な措置を検討し、適宜、加筆すること。

事業審査分科会でのコメント：

事業審査分科会の中で現金給付のみの案件を危惧する意見があったため、JPFにおける現金給付事業の是非に関しては、今後事業審査分科会委員及び事業審査委員会委員で議論をし、

方針について検討していただきたい。

〈CCP〉パレスチナ難民キャンプと周辺地域における保護・心理社会的支援と生計支援を通じた子どもと家族、コミュニティの支援

結果：再提出

事業審査分科会での結果：再提出。

事業審査分科会での再提出理由：

1. 個々のコンポーネントとして審査した結果、目指す成果や成果の計り方が明確でない（コンポーネント2）あるいは目的に対し計画されている活動内容が不十分（コンポーネント3）であるため、それらの対応が必要。
2. 全3コンポーネントを1事業として見ると、コンポーネント間の関連性が不明瞭。CCPが主体となって実施する事業として、事業全体としての事業目的、目指す成果が明確にされる必要がある。一つの事業として構成するために、盛り込むコンポーネントを再考することも一案である。
3. 今後の新型コロナウイルスの感染状況の変化に合わせた柔軟な対応策（遠隔やリモートでの対応を含む）を再度検討する必要がある。

- (6) 第六号議案：インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈PWJ〉中部スラウェシ州シギ県における農業再開および災害リスク管理能力強化事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 本事業は緊急支援事業であるため、先行事業の問題点、成果を踏まえ、その緊急性について明確に明記すること。
2. コンポーネント2において、フォーカスグループディスカッション（FGD）を実施する際、その対象者、選定基準、配慮事項等を含めどのように取り組むのかを詳細に記載すること。

事業審査分科会でのコメント：

種配布については、地域農家や農業専門家の意見を考慮して、慎重に実施していただきたい。

- (7) 第七号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈WVJ〉ビディビディ難民居住地における子どもの保護事業

結果：再提出。

審査分科会での結果：再提出。

事業審査分科会での再提出理由：

全般的に質疑応答の際、口頭で説明のあった補足説明を申請書に落とし込む必要性、また再考の余地があると思われる活動がある。

具体的に、

- 現金給付と貯蓄に関する研修の立て付けに整合性を見出すことが難しい。

- 自宅学習用教材の配布について、教材を配布すれば、解決することではなく、内容に仕掛け、工夫が必要である。また、保護や教育の面でどのような効果があるのか、教材の利用状況のモニタリング方法や実施者についての説明が必要である。
- 新型コロナ禍で、状況が刻々と変化する中、どのような対応をとるのか、シミュレーションが必要である。
- ケースワーカーや子どもの保護委員会委員の構成、採用基準・プロセス、仕組み等に配慮が必要である。

- (8) 第八号議案：ベネズエラ避難民支援プログラムにかかる事業計画書の承認：1事案  
〈JADE〉ペルーに避難したベネズエラ避難民、特に女性や子供、老人等、脆弱度の高い避難民に対するNFI配布事業  
結果：承認。

事業審査分科会での結果：承認。

事業審査分科会でのコメント：

調理器具配布に関し、なぜこのタイミングで、調理器具を配布することになったのか、これまでの背景を含め、わかりやすく説明いただきたい。

## 5 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する対応指針4（4）に基づく報告
- (2) 感染症危険情報「レベル3」が発出された事業実施国・地域への渡航再開についての報告
- (3) 2019年度イラク・シリア人道危機対応モニタリング評価事業実施報告
- (4) 2019年度パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業実施報告
- (5) コア・チーム規約改定について
- (6) 2020年7月豪雨災害支援「人吉市及びその周辺地域における建築救援ボランティア活動支援事業」（ADRA）現地提携団体の固定資産管理等の手続きについて
- (7) 「パキスタン・ハイバル・パフトゥンハー州クラム県の人々及び、コミュニティ並びに医療スタッフに対する新型コロナウイルス感染症予防支援事業」（JEN）取り下げについて  
理由：事業審査委員会承認後のODA資金承認審議により開始時期を逸した為。

## 6 書面による報告

- (1) NGOユニットからの報告
- (2) 事業計画変更の報告
- (3) JPF事務局審議結果の報告
- (4) 固定資産処理の報告
- (5) 終了報告書審議結果の報告
- (6) コアチームの報告
- (7) 共に生きるファンド監査結果報告書

## 7 次回以降の事業審査委員会開催日時と会場について

2020年度第7回事業審査委員会：2020年10月30日（金） 魏町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第8回事業審査委員会：2020年11月20日（金） 魏町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第9回事業審査委員会：2020年12月17日（木） 魏町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第10回事業審査委員会：2021年1月22日（金） 魏町GN安田ビル4F会議室

2020年度第11回事業審査委員会：2021年2月25日(木) 麴町GN安田ビル4F会議室

2020年度第12回事業審査委員会：2021年3月23日(火) 麴町GN安田ビル4F会議室